

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車〔継続検査等〕

・ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車(排出ガスの光吸収係数規制対象車)については、各研修会において周知を図っているところではありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

山梨運輸支局 検査整備保安部門

1. オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車
- ② 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車
- ③ 原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「(自)G-2001」以降のラベルが貼付されている自動車
- ④ 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車
(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・SOO)の自動車)

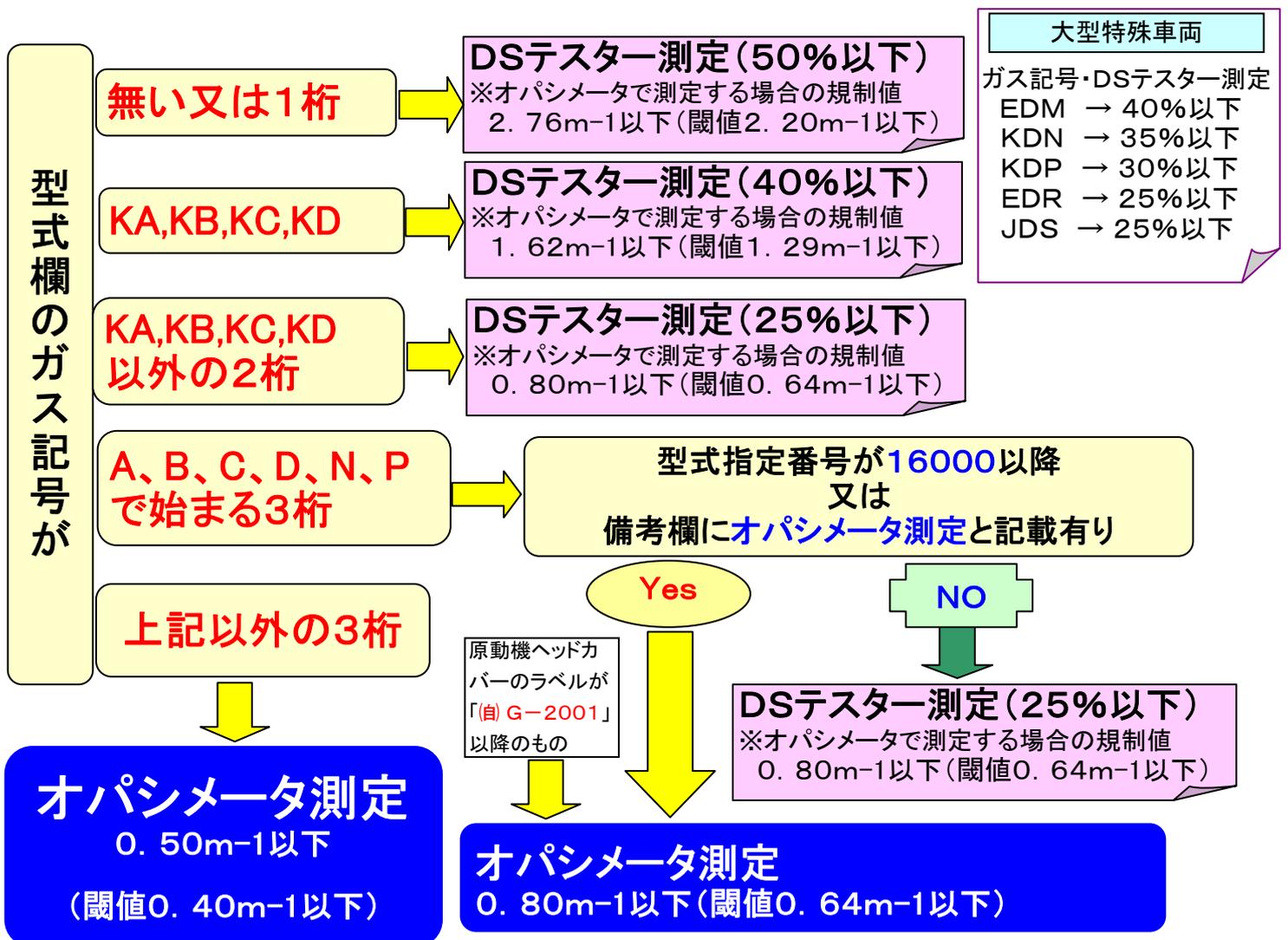
※ 排出ガス記号は平成22年12月現在のものです。今後、さらに追加されますので注意してください。

2. ディーゼル黒煙測定器(DSテスター)による測定対象車

・上記以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

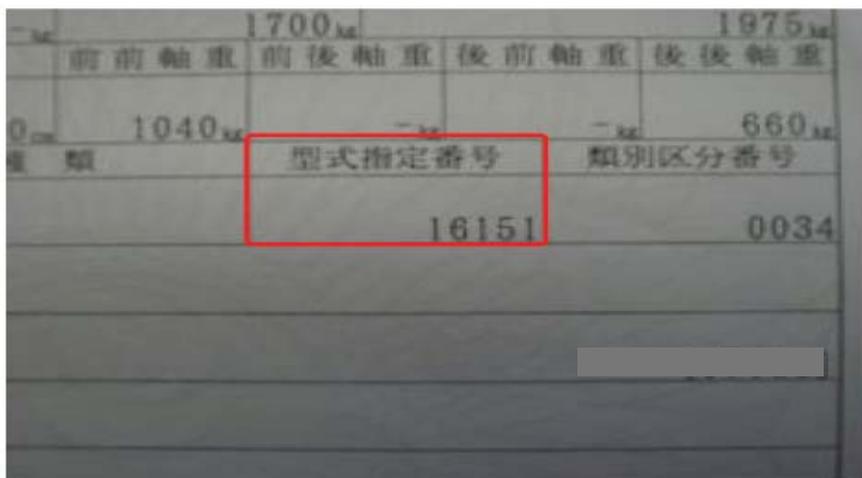
ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数(規制値)を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



自動車検査証の記載例

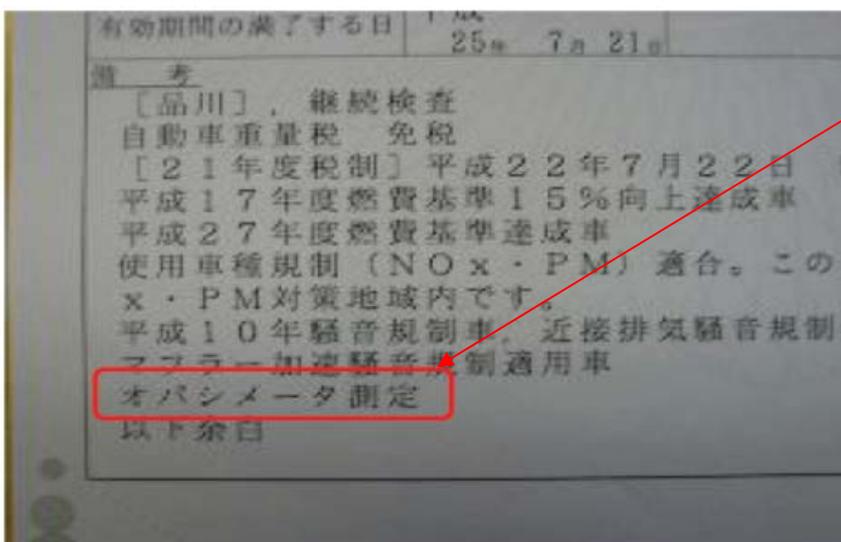
1, 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車



※構造変更等を行った場合

型式指定番号が備考欄に記載されますので、注意してください。

2, 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

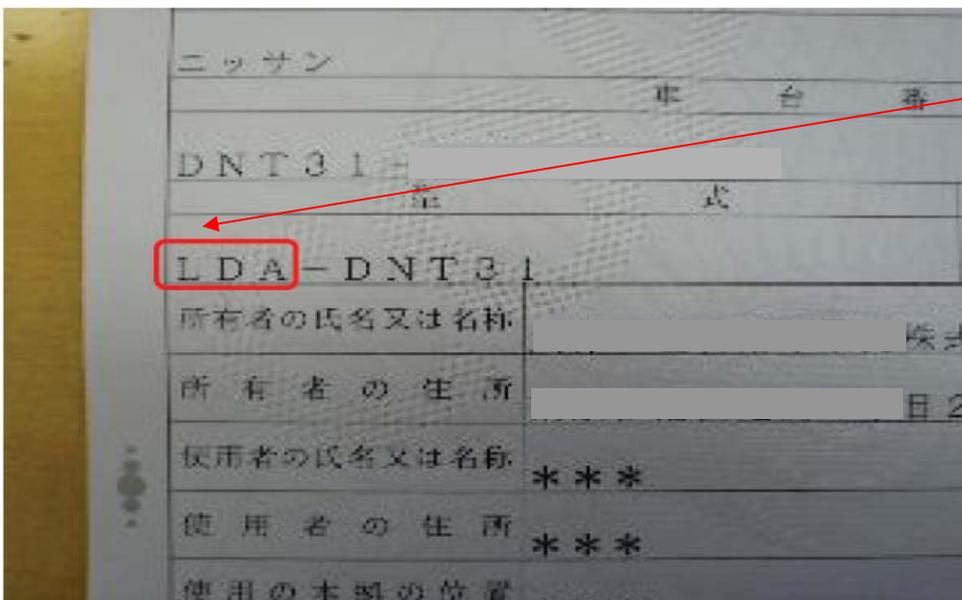


※平成17年規制適用のディーゼル車のうち、オパシメータ測定対象車

備考欄に記載されますので、注意してください。

(注)
 備考欄への「オパシメータ測定」の記載は、すべてのオパシメータ測定対象車に記載される訳ではありません。
 記載がない場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や型式指定番号等を確認して判断してください。

3, 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車
 (車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・SOO)の自動車)



※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください。